

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

平成 2 7 年 1 1 月 9 日 (月)

杉 並 区 議 会

目 次

議会運営委員会理事会の会議記録について	3
定例会の提案事項について	3
定例会の日程について	3
本会議の会議録署名議員について	4
選挙管理委員及び同補充員選挙について	4
一般質問について	4
発言通告について	6
区議会だよりの発行協力依頼について	6
その他	
区民からの要望について	7

議会運営委員会理事会記録

日 時	平成27年11月9日(月)		午前9時58分～午前10時36分	
場 所	第2委員会室			
出席理事 (7名)	理事	井口 かつ子	理事	脇坂 たつや
	理事	渡辺 富士雄	理事	増田 裕一
	理事	原田 あきら	理事	佐々木 浩
	理事	そね 文子		
欠席理事				
理事以外の 出席議員	議長	はなし 俊郎	副議長	横山 えみ
出席理事者				
事務局職員	事務局長	本橋 正敏	事務局次長	植田 敏郎
	議事係長	野澤 雅己	庶務係長	本島 健治
	庶務係主査	川原 広	調査係長	福羅 克巳
	議会法務係 担当係長	杉原 正朗	担当書記	太刀川 修

(午前 9時58分 開会)

井口理事 これより議会運営委員会理事会を開会する。

《議会運営委員会理事会の会議記録について》

井口理事 初めに、議会運営委員会理事会の会議記録だが、9月1日、9月10日、9月15日の3回分についてメールでお送りしているが、この内容でご承認いただけるか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

井口理事 それでは、承認いただいたので、本日から公開の扱いとする。

《定例会の提案事項について》

井口理事 続いて、定例会の提案事項について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 お手元の資料1をごらんいただきたい。1番から11番が条例、11件、12番が補正予算、1件、13番から15番、指定管理者の指定、3件、16番が人権擁護委員候補者の推薦、1件、17、18番が専決処分の報告、2件、以上、合計18件となっている。

井口理事 この件については、明日の議運で理事者から説明がある。

《定例会の日程について》

井口理事 続いて、定例会の日程について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 資料2をごらんいただきたい。10月16日の議会運営委員会において決定した内容で日程に変更はないが、1点、祝日の表記が誤っていたことをお詫びする。11月22日を勤労感謝の日と表記していたので、11月23日に修正した。

なお、12月8日、4定の最終日には、選挙管理委員及び同補充員の選挙を予定している。

また、毎年4定においては、人事委員会勧告に伴う給与条例等の関連議案が追加提案されているが、今回は、国や都の動向を踏まえ、見ていく必要がある状況である。

なお、特別職報酬等審議会は例年どおり11月4日に開催され、今後、答申が出される予定である。答申が出たら、理事会で答申内容の説明をさせていただきたい。

閉会中に総務財政委員会で行った陳情審査については、最終日の本会議の議題とする予定であり、陳情審査に伴い、意見書についても1件、委員会提出議案として提案される予定である。

井口理事 ただいまの説明について何かあるか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

井口理事 それでは、日程表には記載がないが、理事会などが開催されることがあるので、よろしく願います。

《本会議の会議録署名議員について》

井口理事 続いて、本会議の会議録署名議員について、説明をお願いします。

議会事務局次長 40番太田哲二議員、7番上保まさたけ議員、以上である。

井口理事 それでは、各会派の幹事長からそれぞれお伝えいただきたい。

《選挙管理委員及び同補充員選挙について》

井口理事 続いて、選挙管理委員及び同補充員の選挙について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 資料3をごらんいただきたい。

選挙管理委員会から、選挙の執行について通知があった。現委員の任期が本年12月26日までとなっている。選挙は最終日に行う予定である。

については、選挙の立会人を定める必要があるので、願います。立会人は、議席番号順に基づき、選挙管理委員、8番市来とも子議員、39番河津利恵子議員、同補充員、9番木村ようこ議員、37番新城せつこ議員となる。

井口理事 ただいまの説明について、何かあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

井口理事 それでは、この件についても、各会派の幹事長からそれぞれお伝えいただきたい。よろしく願います。

《一般質問について》

井口理事 続いて、一般質問について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 一般質問については、11月10日火曜日、あす午後1時から13日金曜日午後1時まで受け付ける予定である。前回から最終日の締め切り時刻が早まっているので、ご注意いただきたい。

11月10日及び11月13日の質問通告、初日、最終日に希望者が複数いる場合は、くじ引きで順番を決めさせていただくということになる。

質問通告最終日に非常に数が集中している状況にある。早目に通告をお願いします。回を追うごとに通告者が最終日に非常に集中している傾向にあることについて、前回、24人中15人が最終日に通告となっている。通告初日が7名、2日目、3日目が各1名、最

終日が15名となっている。質問を受けて答弁の作成までに、まず質問の聞き取りを行い質問項目を確定し、答弁書を作成、答弁書の検討、答弁書修正と5日間を要する。

前回、通告最終日に集中したことによって、5人の議員の方については本会議2日目の登壇となり、答弁作成日数が3日間しかとれず、何とか改善してほしいと執行部より強く要望を受けている。通告には、しっかり質問内容を固めていただくとともに、新人議員等、会派の議員への指導を含めて、ご理解、ご協力いただきたい。よろしく願います。

また、あす11月10日の議運で質問予定者の数の報告をお願いします。

井口理事 ただいまの説明について、何かあるか。

原田理事 発言通告の制度についてだが、私たちも、率直に言って、最後の日にどたばたと行ってしまうということは反省していて、これは何とか改善したいなと思っている。本会議が土日を挟んだりすると、土日明けの本会議での質問にしたいという欲求というか、物理的な条件というか、そういうのに駆られて、どうしても最終日にどんどんずれ込む。みんな初日から、何人が出たんだろうか、今回20人出ると言っていたけれども、まだ7人しか出てないというのをずっと戦々恐々として見ながらやるわけですよ。

私、思うのだが、この理事会で、議長とかも含めて話し合っただけならと思う。例えば初日に、最終日も、必ず本会議の日の午前一と午後一を抽せんで一番最初の通告のときに決めるとか、それは週明けのものも含めてとか、これは一例だが、最後のほうでやりたいから最後までとっておくというのを防止するシステムをつくって見たらどうかなと思う。とりあえず意見である。

佐々木理事 原田理事にお伺いしたいのだが、原田理事の会派の総意としてそういう工夫があったほうが良いと思っているのか、理事個人の発言なのか、それはいかがか。

原田理事 個人的ではあるが、この間、うちの会派でも、最後のほうに出す人たちが多過ぎるということで、これは何とか是正しないとイケないなという話はしていて、私のこういう考えも少しは出しているところである。要は、今言ったような案についても一例であり、考えていく必要があるのかなという気はするのだが、それについて、もし佐々木さんも意見があればどうかなと。

佐々木理事 まず、うちの会派としては、今次長から理事者の強い要望でということがあったが、通告自体は制度化しているが、例えば質問の内容を理事者に伝えて答弁書をつくるという作業に関しては、いわゆる暗黙の中でやっていることであり、それ自体がルール化しているわけではない。なので、理事者の都合に合わせて我々がどうこうするというのを余り深く考え過ぎてはいけない、そういう前提に立って物事を考えている。

ただし、いい質問といい回答ということをやるときの協力であって、そういうことを前提にしているので、順番なんかは、うちもできるだけ早く出したらというような指導はするが、余りそこにこだわり過ぎてはいけないなど今は思っている。

井口理事 ほかにないか。――では、参考意見としてお伺いしておく。

それでは、明日、11月10日の議会運営委員会で予定人数をお知らせいただきたい。非交渉会派は事務局で確認をお願いします。

《発言通告について》

井口理事 続いて、発言通告について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 11月18日水曜日、本会議の初日発言通告、11月16日月曜日午後5時まで、24日火曜日、中日の発言通告、19日木曜日午後5時まで、12月8日、最終日の発言通告、12月4日金曜日午後5時までである。

井口理事 この件については、よろしくをお願いします。

《区議会だよりの発行協力依頼について》

井口理事 続いて、区議会だよりの発行協力依頼について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 資料4をごらんいただきたい。区議会だより第229号の発行について、裏面に計画が記してある。12月25日金曜日が納品、1月1日金曜日、区報とともに新年号に折り込みで発行予定である。よろしくご協力のほどをお願いします。

表面にお戻りいただきたい。2番、依頼内容、これについては例年どおりである。何分、今回は定例会閉会日から発行までの日数が非常に短い状況にある。本会議での質問が終了し次第、質問原稿の全文を事務局広報担当にご提出をお願いします。

(2)として、会派の年頭挨拶、こちらも例年どおり会派の人数で紙面を割り振らせていただいた。各会派の幹事長宛てに別途ご連絡させていただく。なお、締め切りは11月27日金曜日とさせていただきます。

(3)、議席での写真撮影。こちらは、区議会だより新年号の1面に議場での全議員の方が着席した写真を載せるということを広報委員会で決定している。11月24日火曜日の本会議終了後に撮影をする。なお、この件については、別途議員各位宛てにお知らせを配付させていただく。

井口理事 この件については、ご協力をお願いします。

《その他》

区民からの要望について

井口理事 続いて、区民からの要望について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 まず初めに、ご意見、ご要望を区民からいただいた点に関しては、毎年2回、2定、4定開会前の議運理事会でご報告しているところであるが、ことしの2定では、事務局で失念をしていて、ご報告していない状況であった。深くおわび申し上げます。

資料5をごらんいただきたい。平成26年度下半期11件、平成27年度上半期10件、区民からの要望等があった。その中で特に皆様に周知すべき内容について、以下の5点に絞ったところである。

特に3番目、3月24日、チラシの投函について。区民のご自宅ポストにチラシの投函はしないでくださいとの注意書きがあるにもかかわらず投函されてしまうという状況について、区民の方から苦情があったものである。

なお、この資料については、理事会終了後、全議員にポスティングさせていただく。

井口理事 ただいまの説明について、何かあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

井口理事 それでは、後ほど全議員にポスティングされるので、よろしくをお願いします。

本日の議題は以上だが、ほかに何かあるか。

原田理事 1点。総務財政委員会で、この間、閉会中の陳情・請願の審査がやられ、これは画期的なことだったなと思い、総財の委員長には努力をしていただいたと思うが、その際、陳情者の補足説明について、その場で賛否をとったということが言われた。率直に言って、補足説明について賛否をとって、しないということについて、私たちは問題だと感じているし、委員長の権限という現状から考えても、賛否を委員にとるとするのは矛盾しないのかと思い、自民党のほうでそういう事実は確認されているのか、そこをちょっとお聞きしたいのと、そういうことは理事会とか議会運営の——今までやったことのないことなので、そこら辺は確認しているのかどうかだけ。今後はちゃんとしてほしいなということである。

佐々木理事 当該の総財の委員であるので。

委員会全体にかかわることであるが、まず、陳情者の説明を受ける受けないは委員長の職権であるが、委員長がその職権に迷った場合は、正式に賛否をとるという手続は正当なものであった。むしろ、とらないで委員長がだめと言うほうが冷たいので、とりあえず皆さんの意見を聞きながら、委員会として聞いたほうがいいのかどうかという賛否を問うたことは、むしろ丁寧な運営であったなと、私は委員会の中では感じた。

原田理事 佐々木さんも委員だったということなのだが、陳情者の補足説明とか、そういう問題についてはかなりナイーブに今までやってきて、その手続については慎重にやっ
ていこうというのが当然だと思うのだが、この理事会のメンバーでありながら、そこに
ついて理事だとか会派に諮ったのかとか、そういう忠告はされなかったのか。

佐々木理事 運営に関しては、ナイーブとか情緒的なことではなくて、ルール化されたも
のをきちんと運営するというのが大前提であるので、それは委員長の職権、心情の中で
判断すべきことであって、委員会運営としては、委員長が賛否を問うたものに関しては
賛成か反対かきちんと言う。その結果、この陳情に関しては陳情者の説明は必要ないだ
ろう、それで議論ができると委員会が多数決で判断したわけであるから、これは正当な
ことだと思っている。

原田理事 それはとても乱暴な意見である。ルールだけということであれば、今までこの
区議会でやれていないことも全部やれてしまうし、我々は理事会とかの中で、まだ条例
などには載ってない内容で慣例としてやってきたことはたくさんある。補足説明という
のはそのうちの1つだと思う。それについて、他の会派あるいは所属の議員たちとの確
認もなく、委員長がそういうのをされるということはどういうことなのか。条例上はで
きるから何でもやっていいんだと言っていたら、それは乱暴なのではないか。

佐々木理事 そういう意味で、陳情・請願の処理について、今まで以上にもう少し細かい
ルール化をしよう和我々はいろいろと努力をしてきたわけである。きちっとした、さら
にどんどん深いルールを決めていったほうが委員長もやりやすいし、我々としても納得
しやすいだろうということで、この間やってきたが、そのルール化に反対する方がいて
なかなかできなかったという状況もあるので、今は今のルールの中で、そして委員長に
は委員長の裁量権があるので、その範囲内で——もし今原田理事がおっしゃることであ
るならば、1つ1つの委員会に対して、我々理事会が全部注文をつけなきゃいけないと
いうことになってしまう。それは今のところ委員会の独立性ということで委員長にお任
せしているわけであるから、委員長の判断で、これは自分が決めて陳情者に発言をして
もらうとかいうのも委員長が決めていいことである。だけれども、自ら決めるのはどう
かなと思ったので委員会に諮ったということで、手続上は1つ増えた。それで多数決で
決まったということであるので、むしろ丁寧なやり方を委員長はとったなど、私はそう
いう判断をしたし、それを事前に察知して緊急に理事会を集めて、そして理事会で委員
長に対してこうしたほうがいいんじゃないかという提言をする、そういうことはなか
な難しいことである。だからこそ本来は、陳情・請願に対する細かいルール、もう少し
こうやったらどうかというルールを決めていこうじゃないか、こういうことに対して

我々はもう少し理事会等をやっていききたいなという思いはあるので、ご協力いただきたいと思う。

原田理事 佐々木理事はいみじくも、今新しいルールをつくろうかつくらないかという話をしているところだと言っているそばから、補足説明をさせない、それについて賛否を問うというのは新しいルールである、はっきり言って。ルールというのは、決して条例だとかそういうものではなくて、慣例というものも含めてルールである。それについて今話し合っている最中に、これは補足説明をするしないということに賛成か反対かの話ではない。新しいルールを取り入れる際に、なぜ議会運営委員会とか理事会とかいう場所を使わなかったのか。全部それを委員長の職権で決めちゃっていいのかという点で、そうではないよねという話を今までまさに、佐々木理事がおっしゃったように、いみじくも今そのルールについて話し合っている最中である。それを、新たに、委員長の職権でできるからとやってしまったら、これはちょっと乱暴だし、先ほど理事会は一々口を出さなきゃいけないのかと言ったが、まさに口を出さなきゃいけないのではないか。私たちは議会運営に対して責任を持っているのだから。

補足説明に賛成か反対かの問題ではない。委員長が今までやったことのないことをここに出さずにやってしまったということに関して、理事会として納得できるんですかということを知っているのだが、逆に代表の1人である佐々木さんがそれにオーケーを出してしまったということについて、私は怒りさえ感じている。

これは所属会派は認識していたのか、賛否をとるというのを。

脇坂理事 賛否をとったということについては、話は聞いている。私も、今佐々木理事がおっしゃったとおりの判断で、そうした丁寧な委員会運営に心がけたということであれば問題はないものと判断したところであるし、これから請願・陳情についてのルールといたったものをしっかりと固めていこうと。まだ固まっていないところでもあるわけなので、そうしたことを総括的に判断した上で、委員長の報告を、会派としてというか、幹事団の1人として了としたものである。

渡辺理事 了承するとかしないとかでなく、本来の権限の中でということはこれまでもずっと言ってきたし、半年ぐらいかけていろいろやってきたわけである。1つは、請願・陳情の審査率をどうやって上げたらいいか、ここに皆さん本当に知恵を絞り、いろいろな形でやってきた。全部パーフェクトにやろうと思ったら、かなわないケースもあるわけである。当然、厳しい内容の陳情・請願もある。これまでそういうのがあったがゆえに、またいろいろなものがあってなかなか審査率が上がってこなかった、これをどうやってやっていくか。お互いに、妥協という言葉がいいかどうか分からないが、譲歩しな

がら、ルール決めに至らなかったのは非常に残念だったのだが、そこに非常に時間を割き、知恵を絞ってきた。

今回の件、いいか悪いかというよりも、いろいろな試行錯誤をしながら審査率を向上していこうという1つの努力のあらわれではないかと私は思っている。もともと、理事会だけではなく、幹事長の打ち合わせをしながら、請願・陳情の審査率向上のために一定のルールを決めようとか決められないとか、そういう中でなかなか決まらなかった。委員会中心主義をとっていく上においては、委員長の権限は誰しものが認めるところで、その範囲の中でそれぞれの委員会でやっていこうという最低限のところは決まったわけで、我が会派としては、委員長の委員会運営の権限に任せたというところであったらと思う。

増田理事 本件については、所属の当該委員から伺っている。今回の議論の大前提としてすっぱり抜け落ちているのだが、取り扱う陳情について、願意を満たしているというような判断の中で、取り下げてはいかかかというような、陳情者に対してその意思を問う機会があったと伺っている。その上で扱っていただきたいというところと、委員会冒頭に監査委員事務局から一連の経緯の説明があり、その後、では、その上で補足説明を受けるのですかと。当初は、委員長が委員長職権で、補足説明は受けない、願意は満たしているのではということも考えられたと思うのだが、そういった中で委員会で諮って、多数が補足説明を受けたいということであれば補足説明を受ける、そういった委員長の委員会の中での判断を問うという一連の手順を踏んだプロセスがあった上での話であるので、この間も補足説明を受けられるものはどの委員会でも受けてきたわけであるし、今回は、そういったような中で委員長が最終的に判断されたものであるというふうに物事をつなげて考えていかないと、一部分だけを抜き取ってどうだこうだというところは、私は、その部分だけ抜き取れば問題だと思うが、今回の一連のプロセスの中では、適切な委員長の委員会運営の判断だったと認識している。

そね理事 幹事長を通してのルールづくりという中で、ルールをつくるために時間をかけて話し合いをしてきた、それが途中でとまってしまったという経緯があつて、ここでルール化ができなくて、ルール化ができない中で委員長が最善の判断をされてやったことだと認識している。

井口理事 原田理事、ご納得していただきたいと思うが。

原田理事 率直に言って、補足説明をしなかったということの賛否の問題ではなく、委員長が今までにやってないことをやるからには、一応会派ともんで理事会に出してという手順が最低限必要だったんじゃないのか、それぐらい我々はちゃんと管理しないといけ

ないんじゃないですかということをお願いしたい。

井口理事 いろいろと細かいルールを決めようとしていたが、ある会派が反対だったのでこのような結果になったと私は思うが、いかがか。——細かいルールを決めようとしたら、原田理事の会派が反対に回ってできなかったじゃないですか。

原田理事 その話をするのであればもっと長くなるのだが、私たち、そもそも補足説明というものについて、必ずやらせるべきであると考えている。

さらに言わせてもらえれば、今回は、理事会にも諮らずに新しいルールがつくられてしまった。逆に私たちは、補足説明というものをやらせるかやらせないか、事前に賛否を問うみたいな会議がつくられるということについては反対なわけである。そういう議論がこの間あった。これについて反対だと言ってきたこと自体は当たり前であって、今回そのルールはつくられなかったわけである、事前に補足説明をやらせるかどうかの賛否を問う。つくられなかったにもかかわらず、今回、既成事実じゃないが、そういうルールのようなものが事実化されてつくられてしまった。前例ができてしまった。私はとても問題だなと思っているが、これを問題だと思えない会派に対しては、これは賛否の問題ではなくて、補足説明をどうするかの問題ではなくて、ちょっと乱暴だななど。自分たちの理屈からいってもおかしいんじゃないのかなと思う。

佐々木理事 原田理事、少し勘違いされていると思う。もともと委員長が議会運営上の賛否を委員の皆さんに問うことは委員長の職権の中に含まれていることであるので、例えば休憩の動議が出たときの取り扱いだとか、そういうさまざまなことに関して委員長は各委員の意見を聞く。すなわち、それに関しては採決をとるということは既に地方自治法の段階から委員長の職権の中にある。その職権の中において、例えば我々理事会が、それはやっちゃいかんとかなんとか言うような筋合いではなく、正式に理事会あるいは議会運営委員会の中で、委員長の大きな職権の中で、例えば陳情・請願の説明をしたいという人があったら全員聞きましょうよという新しいルールを委員長にお願いするとか、そういう追加のことをお願いすることはできるが、現存の権限の中で運営されているものに関しては、我々理事会等が口を挟んではいけない領域だと思っているし、今原田理事は新しいルールができたというふうに少し誤解されていると思う。議会運営上の賛否を問うということは、もともと委員長が持っている権限の範囲であり、むしろ、委員長が自分の意思で決められることをわざわざ皆さんの意見を問うたということは、非常に丁寧なやり方であったと思うし、できるだけこういうケースが増えたほうが私はいいと思う。

原田理事 新しいことがまさに行われたわけである。委員長の権限ということでは、

今までにやってないこと、できることはもっとたくさんある。それを、円滑な議会運営という中で一定の規制といいますか、慣例の中でやってきた部分があるわけである。今回賛否をとって補足説明をさせないということについては新しいことであって、今回は特別なプロセスがあったんだということだが、特別なプロセスがあった事例であっても、それが前例になっちゃうことはあるので、そこはしっかりと、議会の陳情・請願というのは議案にも等しい重たいものであるもので、ちゃんとした議会運営をつかさどる場所で話し合いを持ってもらわなきゃ困るでしょうと私は言っているのである。（佐々木理事「その話し合いを壊したのが原田さんです。一生懸命やろうとしたのに」と呼ぶ）今、その話し合いを壊したのが原田だという極めて不規則な発言があったが、その話をするのであれば、私まだ続けたいと思うが、どうか。

井口理事 原田理事のお気持ち、よくお聞きした。時間の都合上、本日の議会運営委員会理事会を閉会したいと思う。

（午前10時36分 閉会）